



ここには  
保健師です

保健センター  
☎ 82-5726

# 『インフルエンザのひどいな病気?』

手洗いと並び、十分な休養人ごみを避けるなどに気をつけたが、最近はウイルスに直接作用し、増殖を抑える薬が登場しました。また、感染が広がるために外出を控え、水分をこまめに補給し、消化安静にしていましょう。

予防の最も効果的な方法は、予防接種です。100%予防することはできませんが、重症化を防ぐことはできます。予防接種はインフルエンザが流行する12月中旬までに受けようになります。また、ウイルスは毎年少しずつ変化するので、予防接種が、重症化を防ぐことには大きな効果があります。予防接種はインフルエンザが流行するまで約2週間、持続効果が出るまで約5か月間といわれています。予防接種はインフルエンザが流行する約5か月間といわれる間に受けるようにします。

いいよ寒い冬がやってきます。この季節になると、どうしても心配なのはインフルエンザです。毎年流行するインフルエンザ。名前はよく聞くけれど詳しいことは分からぬ人も多いはず。今回は、インフルエンザについて考えてみましょう。

## ここで! 保健師から 問 題

どれが正しいでしょうか?

- Q1 インフルエンザの予防接種は
- ①毎年
  - ②2年ごとに

- 受けるのが望ましい。

- Q2 インフルエンザは
- ①高齢者や子ども
  - ②働き盛りの大人

に重症化しやすい。

## Question

### インフルエンザと かぜはちがうの?

インフルエンザはインフルエンザウイルスが体内に侵入することで起る一種の感染症です。インフルエンザは発熱、全身痛、悪寒など全身に症状が現れるのが特徴で、特に抵抗力の弱い高齢者や子どもに重症化しやすく、場合によつては死亡するケースもあります。重症化すると、合併症を引き起こしたりすることもあります。インフルエンザは軽い症状ではかぜと区別がつきにくいですが、感染力が強く、冬の季節には爆発的に

流行することもあるため、普通のかぜとは分けて扱われています。インフルエンザウイルスはせきやくしゃみなどによって空気中に散乱していますので、病院や学校、職場などの人々では特に注意が必要です。インフルエンザウイルスはマスクを通してしまって、入侵を防ぐことはできませんが、マスクはのどや鼻の湿度を保つ効果があります。マスクのほかにも日常生活での予防のポイントとして、こまめな手洗いと

休養することが大事です。それでも倦怠感や悪寒、発熱が出た場合には早めに医療機関に受診しましょう。以前は、解熱剤やせき止めなど症状を抑える対症治療のみ

「かかったかな」「と思ったら…」

### インフルエンザ予防のポイント

- 1 十分な栄養と休養をとる
- 2 人ごみを避ける
- 3 室内の乾燥に気をつける
- 4 マスクの着用
- 5 こまめな手洗いとうがい



## 心の健康相談会を開催します!

(精神保健福祉相談会)

- とき 12月11日(木)  
■受付時間 午後1時30分~3時まで  
■ところ 岩室村保健センター  
■担当医師 栃倉博 精神科医師  
(医療法人 水明会佐潟荘院長)

ストレスが積もりに積もると、私たちの体や心にどう影響するのでしょうか?自分が、そして家族が心の病気になったり、なりそうになった時どう対応したらいいか…。1人で悩んでいないで、是非この機会をご利用下さい。事前の連絡や、当日のご相談をお受けいたします。保健センターに、おいでください。

お問い合わせ 岩室村保健センター  
☎ 82-5726

## 幼児の医療費助成制度

1歳~就学前のお子さんをお持ちの方へ医療費を助成する制度があります。

### 助成対象区分

- ・入院 1歳~就学前3月末日まで(食事助成なし)
- ・通院 1歳~3歳未満

### 申請方法

- ①1歳未満児の保護者の方は、誕生日に申請してください。
- ②1~4歳未満児の保護者の方は、現在使用している【受給者証】(入院用)の有効期間終了月に申請してください。
- ③4歳~就学前児と【受給者証】を全くお持ちでない保護者の方は、お早めに申請を行ってください。



### 申請場所

福祉保健課窓口

### 持参するもの

健康保険証・印かん

※受給資格に変更が生じた場合(保険証変更など)は、必ずお申し出ください。

※受給期間の終了した受給者証は、福祉保健課へ返却してください。

お問い合わせ 岩室村福祉保健課

☎ 82-5714

## 25年納めれば、保険料は納めなくていいの?

私は国民年金に加入して25年が経ちました。保険料もきちんと納めていますが、先日、知人から「国民年金は25年保険料を納めると将来、年金を受けることができる」と聞きました。私は保険料を25年納めているので今後納める必要がないのでしょうか?

A. 老齢年金を受けるためには、次の①~④を合わせた期間が25年以上あることが必要です。

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②免除を受けた期間
- ③厚生年金や共済組合に入れた期間
- ④合算対象期間(20歳以上60歳未満で任意加入できる人が任意加入しなかった期間など)

あなたの場合は、①の期間で25年を満たしており、将来、老齢年金を受け取る資格を得たことになります。

しかし、20歳から60歳までの40年間は国民年金に必ず加入しなければならず、老齢基礎年金の年金額も40年間納めて、初めて満額の年金が受けられる仕組みになっています。年金を受ける資格を得たとしても、40年に満たない場合は年金が減額されることになります。

60歳までの40年間は、必ず加入し保険料を納めましょう。



お問い合わせ  
三条社会保険事務所  
☎ 0256-32-2821  
または 岩室村住民課 住民係まで